

## 悩みや不安、心の隙間に入り込む“つけこみ商法”に気をつけて！

「ストレス社会」と言われる現代。ストレスを原因とした心の不調は誰にでも起こり得るものと言われています。そうしたなかで関心が高まっているのが「ヒーリング」等とよばれる「精神修養」を目的とした講座です。しかし、そうした講座に参加した消費者から、「悩みや不安につけこまれて商品やサービスを購入させられた」などの相談が寄せられています。

### 相談事例 1 ヒーリング講座で勧められた「良く効くジュース」…実はマルチ商法の勧誘だった！

仕事が多忙でよく眠れない日が続いていたころ、インターネットで「心身をリラックスさせる」という「ヒーリング講座」を見つけた。サイトから予約してヒーリングを受けたところ、「まずは、体質改善する必要がある。そのためにはこのジュースを飲んでほしい」と言われた。不審に思いインターネットで検索すると、マルチ組織が販売しているジュースの購入勧誘であることがわかった。

(30歳代 男性)

### 相談事例 2 「特別なカウンセラー」に選ばれた…と思ったら、講座の勧誘だった！

家族の問題で悩んでいた時に、「自己実現」をテーマとしたカウンセリングを知った。さっそくメルマガに登録したところ、「特別なカウンセラーとなることができる。説明会に参加してほしい」とメールが届いた。説明会に参加したところ、高額な講座の勧誘だった。

(60歳代 女性)

## 消費者へのアドバイス

- ★ カウンセリングや講座だけですぐに悩みが解決するとは限りません。効果は人それぞれで違うことを理解し、インターネットなどで得た情報を安易に信じないようにしましょう。
- ★ 販売目的を隠して行われた勧誘は、クーリング・オフが可能な場合もあります。おかしいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター  
03-3235-1155(相談専用電話)

### <悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口に相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。